

1 生活心得

校内生活

(登校・下校)

- 1 生徒は定められた時刻までに登校しなければならない。始業時より終業時までは無断で校地を離れてはならない。

(服 装)

- 2 通学时及び学校代表として校外行事に参加するときは、本校制服を着用しなければならない。

(欠席・遅刻の連絡)

- 3 欠席、遅刻をする場合は事前に連絡をする。

(早退・外出)

- 4 課業中校外に出るときは、ホームルーム担任に願い出て許可を受けなければならない。(ホームルーム)

- 5 ホームルーム理事及びホームルームの係に選ばれた者は、担任の指導により次のことを行う。

(1) クラスの共同生活、生徒会活動に関する問題の処理。

(2) 学習活動を活発にすること。

(3) 連絡、注意事項をクラスに徹底させること。

(対外試合等)

- 6 対外試合、校外行事等に参加する場合には、事前に所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

(時間外の部活動及び合宿)

- 7 通常認められている時間外に部活動及び合宿を行う場合には、所定の手続きを経て事前に許可を得なければならない。

(授業)

- 8 授業中は静粛にし、授業を妨げるようなことをしてはならない。

(暴力行為・いじめ)

- 9 校舎内外を問わず暴力行為・いじめは、絶対してはならない。

(金銭の貸借)

- 10 金銭の貸借は禁ずる。

(環境美化)

- 11 校舎内外を常に清潔にし、環境の美化に努めなければならない。

(破損・紛失・拾得)

- 12 施設校具は大切に取り扱いなければならない。施設校具を破損したり物品を紛失又は拾得したときは、ただちにホームルーム担任又は係教員に届け出なければならない。

(政治活動)

- 13 校内では、政治活動をしてはならない。

校外生活

(校 外)

- 1 校外では、常に野高生としての自覚をもって行動をしなければならない。夜間の外出時間は午後 9 時までとし、保護者等の許可なく外泊してはならない。

(男女交際)

- 2 男女の交際は、相互の人格を尊重し、明朗健全なものでなければならない。

(飲酒・喫煙等)

- 3 飲酒・喫煙は、いかなる場合もしてはならない。また、パチンコ店等法律で禁止されている場所への出入りをしてはならない。

(通 学)

- 4 交通道德を守り、交通事故防止を心掛けなければならない。自転車通学生は所定の手続きを経て所定のステッカーを貼付し、駐輪時は鍵をかけ盗難防止に努めなければならない。また、列車・バス通学生は、車内でのマナーを守り、乗客に迷惑をかけないように心掛けなければならない。

(車両の運転・免許)

- 5 自動車、バイク等の運転をしてはならない。運転免許証の取得は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

※自動車運転免許証取得に関する規程（別紙細則）

平成 29 年 6 月 1 日 改 正

令和 元 年 12 月 16 日 改 正

2 服裝・頭髮規程

- 〔服装〕 ①着崩しは禁止する。

②パーマ、カール、

②パーマ、カール、上下左右のバランスが極端なもの、染色、眉剃りなど、加工をしないこと。

- ・4月1日～6月第2週：冬服 ・6月第3週～9月末日：夏服

ただし、天候等により移行期間を設けることがある。

※冬服・夏服とも正装時は指定のベスト及びネクタイ・リボンを着用する。

	項 目	留 意 事 項
男 子	頭髮	目にかからず耳が見えること。
	ブレザー	指定のブレザーを着用すること。
	スラックス	指定のスラックスを着用する。裾の折り返しはしないこと。 下げてはいたり（腰パン）、裾を引きずったりしないこと。
	制服下の着衣	指定のシャツを着用すること。
	夏服	指定のシャツを着用すること。
	ボタン	指定のボタンを使用すること。
	ベルト	濃色の華美でないものを着用すること。
	ネクタイ	指定のネクタイを着用すること。
	ソックス	市販品で華美でないものを着用すること。
女 子	頭髮	目にかからないこと。
	ブレザー	指定のブレザーを着用すること。
	スカート	指定のスカートを着用すること。長さは膝蓋骨中心部にかかること。
	制服下の着衣	指定のシャツを着用すること。
	夏服	指定のシャツを着用すること。
	ボタン	指定のボタンを使用すること。
	タイツ・ストッキング	冬期間は黒色のタイツかストッキングを着用すること。
	リボン	指定のリボンを着用すること。
	ソックス	市販品で黒か紺色の華美でないものを着用すること。
男 女 共	内履き	指定のシューズを着用すること。
	通学靴	運動靴又は華美でない靴を使用すること。
	コート類	特に指定しない。
	カバン	指定はないが華美でないものを携行すること。
共	その他	化粧、マニキュア、ピアス、指輪等の装飾は認めない。音楽機器、雑誌、化粧品、装飾品、遊具等を校内へ持ち込むことは認めない。

平成25年 4月 1日 改正

平成27年 4月 1日 改正

平成27年 4月 1日 改正

令和	元年	12月16日	改正
令和	6年	8月23日	改正
令和	8年	5月21日	改正